

Wesmo!ビジネス会員規約

この規約（以下「本ビジネス会員規約」といいます。）は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する Wesmo!ビジネス会員サービス（以下「本サービス」といい、第 1 条に定義します。）の利用の諸条件及び本サービスを利用するビジネス会員（第 1 条に定義します。）と当社との間の権利義務その他法律関係を定めるものです。

この規約に定めのない事項については、法令の定めるところによります。

第 1 条（定義）

1. 定義

本ビジネス会員規約において、以下の用語は、別途定義されている場合及び文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「ビジネス会員」とは、本ビジネス会員規約に基づき、Wesmo!ビジネスアカウントの開設が完了した者をいいます。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含みます。）に定める「個人情報」を指すものとし、ビジネス会員が入力した氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、職業、その他の個人に関する属性情報、電話番号、電子メールアドレス、パスワード等、利用履歴等で、かつ特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含みます。）をいいます。
- (3) 「プライバシーポリシー」とは、当社が定める「JR 西日本プライバシーポリシー」、「WESTER 会員プライバシーポリシー」及び「Wesmo!プライバシーポリシー」をいいます。
- (4) 「ID」とは、ビジネス会員の当社所定の方法による申請により取得した、管理者用のビジネス会員用 WESTER ID（以下「管理者 ID」といいます。）、及び利用者用のビジネス会員用 WESTER ID（以下「利用者 ID」といいます。）をいいます。
- (5) 「Wesmo!ビジネス会員サービス」（本サービス）とは、Wesmo!ビジネスアカウントの開設、Wesmo!残高のチャージ、Wesmo!残高を用いた送金、Wesmo!残高の出金及び利用可能残高等の情報提供等、当社が提供するサービスをいいます。
- (6) 「Wesmo!ビジネスアカウント」とは、本サービスを利用するためにビジネス会員ごとに開設される口座（アカウント）をいいます。
- (7) 「Wesmo!残高（出金可）」とは、商品等の代価の弁済のために使用することができ、又は、譲渡及び払出しをすることができる電磁的記録であって、当社が発行するものをいいます。
- (8) 「Wesmo!残高」とは、Wesmo!残高（出金可）をいいます。1 残高 1 円として記録されるものであって、送金、出金等に利用することができます。

- (9) 「Wesmo!ビジネスウェブサイト」とは、当社が運営するサービスであって、ビジネス会員が Wesmo!残高に関するチャージ、送金、出金等に使用するウェブサイトをいいます。
- (10) 「Wesmo!申込ウェブサイト」とは、当社が運営するサービスサイトであって、ビジネス会員が本サービスの新規申込等を行うウェブサイトをいいます。
- (11) 「チャージ」とは、ビジネス会員が、当社所定の方法により Wesmo!残高を取得することをいいます。
- (12) 「加盟店」とは、当社又は当社が提携するパートナー企業との間で加盟店規約を内容とする加盟店契約を締結した法人又は個人（当社との間で包括加盟店契約を締結した者との間で加盟店契約を締結した法人又は個人も含まれます。）であって、会員（当社が定める「Wesmo!会員規約」に基づき Wesmo!アカウントの開設が完了した者をいいます。）が本サービスを利用して代金の支払を行うことができる商品、サービス、権利等の販売者又は提供者をいいます。
- (13) 「加盟店規約」とは、本サービスを利用する加盟店と当社との間の権利関係その他法律関係を定めるものをいいます。
- (14) 「コンテンツ」とは、当社が本サービスに関し掲載又は発信した情報をいいます。
- (15) 「本ビジネス会員規約等」とは、本ビジネス会員規約その他ビジネス会員が遵守するものとして当社が定めたルールをいいます。
- (16) 「本規約等」とは、本ビジネス会員規約等及び加盟店規約を総称していいます。
- (17) 「資金決済法」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (18) 「犯罪収益移転防止法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (19) 「外国 PEPs 等」とは、以下に掲げる者をいいます。

外国 PEPs とは、「外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者」を指し、具体的には、下記 a～h に挙げる「外国の政府等において重要な地位」に、①現在就いている方、②過去にその地位に就いていた方、③又は①及び②の親族の方が該当します。

- a. 外国の元首
- b. 本邦における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- c. 本邦における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- d. 本邦における最高裁判所の裁判官に相当する職
- e. 本邦における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- f. 本邦における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海

上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

g. 中央銀行の役員

h. 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

なお、「親族」の範囲については、次のとおりです。

- ・内縁関係にある方等、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
- ・本人の元配偶者は外国 PEPs に該当しません。

2. 適用

前項の定義は、別途定義されている場合及び文脈上別異に解すべき場合を除き、本会員規約以外の本ビジネス会員規約等においても、適用されるものとします。

第2条（本ビジネス会員規約等への同意等）

1. 本ビジネス会員規約等への同意及び適用

本ビジネス会員規約等は、本サービスの利用に関する条件をビジネス会員と当社との間で定めることを目的とし、ビジネス会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。ビジネス会員は、本ビジネス会員規約等に同意をしたうえで、本ビジネス会員規約等の定めに従って本サービスを利用するものとし、本サービスを利用することにより本ビジネス会員規約等に同意したものとみなされます。

2. 本ビジネス会員規約等の変更

当社は、必要に応じ、本ビジネス会員規約等の内容を随時変更できるものとします。当社は、本ビジネス会員規約等を変更する場合には、予め変更後の本ビジネス会員規約等の内容及びその効力発生日を、当社が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他適切な方法により周知するものとし、この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、本ビジネス会員規約等の内容は、変更後の本ビジネス会員規約等によります。本ビジネス会員規約等の変更後に、ビジネス会員が本サービスを利用した場合には、ビジネス会員は、本ビジネス会員規約等の変更同意したものとみなされます。本ビジネス会員規約等の変更同意しないビジネス会員は、本サービスの利用を停止してください。当社は、本ビジネス会員規約等の改定又は変更によりビジネス会員に生じたすべての損害について、当社の故意又は過失に起因する場合を除き、責任を負いません。

第3条（Wesmo!ビジネスアカウントの利用開始等）

1. Wesmo!ビジネスアカウントの開設の申込み

本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、Wesmo!申込ウェブサイトにて本ビジネス会員規約等に同意の上、当社所定の方法により、当社所定の事項（以

下「登録事項」といいます。)を当社に提供し、Wesmo!ビジネスアカウントの開設を申し込むものとします。当該申込みは、必ず利用希望者本人(法人の場合にはその代表者等の所定の権限を持つ者を指します。)が行うこととし、必ず正確な情報を入力してください。また、Wesmo!ビジネスウェブサイト又は Wesmo!申込ウェブサイトを利用するにはブラウザ等に関して常に最新のバージョンにアップデートするものとし、これを行わないことにより Wesmo!ビジネスウェブサイト又は Wesmo!申込ウェブサイトにおける本サービスの機能に不具合等が生じ、又は本サービスが停止、制限等された場合であっても、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

2. 取引担当者の届出等

利用希望者及びビジネス会員は、本サービスの利用に際して利用希望者及び法人のビジネス会員を代表する責任者(以下「取引担当者」といいます。)を当社所定の手続により届けるものとします。なお、本サービスでは「管理者」と表現する場合があります。

取引担当者は、本サービスの利用に関する取引担当者の権限を一定の範囲で代行する、又は、本サービスの利用に必要な操作権限等を保有する利用者(以下「利用者」といいます。)を当社所定の手続により登録できるものとします。なお、利用者には、その権限に応じてビジネス会員に関する情報が開示されることがあります。

利用希望者及び法人のビジネス会員は、取引担当者及び利用者の行った行為に関し、利用希望者及び法人のビジネス会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。

当社が利用希望者及び法人のビジネス会員に対して本サービスに関する通知を行う場合、第24条に定めるところにより、当社に対し届出のあった住所、電話番号若しくはメールアドレスに対して、又は、本サービスにより提供されるウェブサイト上のお知らせ欄への記載等により行うこととし、かかる通知がなされた場合、取引担当者及び利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

3. 取引時確認

当社は、本サービス利用にあたって利用希望者に対し、犯罪収益移転防止法に基づき、取引時確認を行います。利用希望者は、当社所定の方法により、当社所定の情報及び資料(利用希望者の取引担当者及び実質的支配者に関する情報及び資料を含みます。)を提供するものとします。

当社は、犯罪収益移転防止法、資金決済法その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等(行政機関や一般社団法人日本資金決済業協会が公表する運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。)を遵守するために当社が必要と判断した場合、利用希望者又は会員に対し、当社が必要と判断した情報の提供を適宜求めることができるものとし、利用希望者又は会員は、当該情報提供が求められた場合は速やかにこれに応じるものとします。

4. Wesmo!ビジネスアカウントの利用開始

当社は、第 1 項の申込みに基づいて利用希望者の審査を行い、本サービスの利用を承諾する場合、当社所定の方法により、その旨を当該利用希望者に通知します。当該通知を行った時点で、Wesmo!ビジネスアカウントが開設され、会員は、本サービスを本会員規約等に従って利用することができるものとします。

5. 利用拒否

当社は、ビジネス会員（本項においては、利用希望者を含みます。）が、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用をお断りすることがあります。この場合、当社は、その理由を開示する義務を負いません。

- (1) ビジネス会員が既に Wesmo!ビジネスアカウントを保有している場合
- (2) ビジネス会員（法人の場合は取引担当者を含みます。）が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の場合
- (3) ビジネス会員（法人の場合は取引担当者を含みます。）が在留期間が無期限ではない外国籍の方の場合
- (4) ビジネス会員が、過去に本ビジネス会員規約等の違反又は当社若しくは JR 西日本グループの規約違反等により、当社又は JR 西日本グループの提供するサービスにつき利用停止等の処分を受けている場合
- (5) ビジネス会員の登録事項に正確ではない又は虚偽の情報が含まれている場合
- (6) ビジネス会員が当社の運営、サービス提供若しくは他のビジネス会員の利用を妨害する、又はそれらに支障をきたす行為を行った場合又はそのおそれがあると当社が合理的な理由に基づき判断した場合
- (7) ビジネス会員及びその役員、従業員、株主、実質的支配者その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、テロリスト等日本政府若しくは外国政府が経済制裁の対象として指定する者、又は暴力団員等と一定の関係（暴力団員等に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、暴力団員等を不当に利用していると認められること、又は、ビジネス会員等が法人の場合、暴力団員等がその経営を支配し若しくはその法人の経営に実質的に関与していると認められること、その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること）を有する者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当することが判明した場合
- (8) ビジネス会員及びその実質的支配者が外国 PEPs 等に該当するものと当社が合理的な

理由に基づき判断する場合

- (9) その他当社がビジネス会員における Wesmo!ビジネスアカウントの利用が不適当であると合理的な理由に基づき判断する場合

6. 複数登録の禁止

ビジネス会員（利用希望者を含みます。）は、複数の会員登録及び複数の Wesmo!ビジネスアカウントの利用を行うことができないものとします。

7. 確約事項

ビジネス会員（利用希望者を含みます。）は、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

8. 登録事項の変更

ビジネス会員は、登録事項の変更がある場合は、当社所定の方法により、直ちに変更の届出を行うものとし、常にビジネス会員自身の正確な情報が登録されているよう、登録事項を管理及び修正する責任を負います。登録事項に変更があったにもかかわらず、ビジネス会員において変更の届出を行っていない場合、当社は、登録事項の変更はないものとして取り扱います。変更の届出があった場合でも、変更届出の前に行われた取引や各種手続は、変更前の登録事項に依拠する場合があります。

9. アカウント情報の管理

ビジネス会員は Wesmo!ビジネスアカウントの利用に必要な ID、パスワード等の情報（以下「アカウント情報」といいます。）を、善良なる管理者の注意義務をもって自ら管理する責任を負います。ビジネス会員は、アカウント情報を第三者に利用させることや、譲渡、売買、質入、貸与、賃貸その他形態を問わず処分することはできません。

また、アカウント情報に関しては、次に定めるところによるものとします。

- (1) ID の上限数については、当社が定めることとします。
- (2) ビジネス会員は、常に管理者 ID 及び利用者 ID の使用実態を把握する義務を負い、管理者及び利用者以外の者に本サービスを利用させてはなりません。
- (3) ビジネス会員は、本サービスの利用に際し、個々の ID に対し任意に設定するパスワード、電話番号、メールアドレス等、その他当社が要求する情報全てを正確に登録する義務を負います。
- (4) 当社は、ビジネス会員がパスワードの設定又は再設定を行うための仮パスワードを、以

下の場合に発行いたします。仮パスワードの発行はビジネス会員の請求に基づいて行います。ビジネス会員が仮パスワードの発行を請求する際に、当社が定める内容に関しビジネス会員が申告する自己に関する情報とビジネス会員の登録事項が合致しない場合、当社は仮パスワードを発行いたしません。なお、ビジネス会員の要求に基づき仮パスワードの発行を省略する場合があります。

- ① ビジネス会員が、パスワードを設定しようとする場合
- ② ビジネス会員が、自己の設定したパスワードを失念した場合
- ③ 発行された仮パスワードの有効期限が切れた場合、又は当該仮パスワードを紛失若しくは失念した場合
- ④ その他、当社が必要と認めた場合

10. アカウント情報の不正利用等

ビジネス会員は、アカウント情報について、ビジネス会員の管理が不十分であったことに起因する漏洩、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等による損害の責任を負うものとし、当社は、アカウント情報が用いられた Wesmo!ビジネスアカウントの利用については、当社の故意又は過失による場合を除き、全て当該ビジネス会員による利用として取扱い、責任を負わないものとします。但し、アカウント情報の不正利用がビジネス会員の故意又は過失によらずに生じた場合については、第 13 条に従い取り扱われるものとします。

11. アカウント情報の漏えい

ビジネス会員は、アカウント情報が第三者に漏えいした場合又はそのおそれがある場合、速やかに当社まで連絡するものとします。また、その際に、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。

12. 対象範囲

本サービスは日本国居住者向けのサービスであり、本サービスの利用は日本国内に限るものとします。

第 4 条 (Wesmo!残高のチャージ)

1. チャージ

ビジネス会員は、ビジネス会員が保有する端末より（以下「利用端末」といいます。）Wesmo!ビジネスウェブサイトアクセスの上、Wesmo!ビジネスアカウントにログインし、希望するチャージ金額その他当社所定の事項を入力することにより、以下の定めに従って、Wesmo!残高をチャージすることができます。

- (1) ビジネス会員は、当社所定の方法により、Wesmo!ビジネスアカウントに Wesmo!残高（出金可）をチャージすることができます。なお、Wesmo!残高（出金可）のチャージ

に際して手数料が生じる場合があります。また、Wesmo!残高（出金可）のチャージに際して金融機関の振込手数料が必要な場合は、ビジネス会員が当該振込手数料を負担するものとします。

- (2) 当社は、Wesmo!残高（出金可）のチャージに際して生じる手数料、チャージ単位、1日にチャージできる上限、Wesmo!ビジネスアカウントに保有できる上限等について、当社が別途行う公表により定めるものとします。ただし、ビジネス会員の利用状況等を踏まえ、当社が必要であると判断した場合は、ビジネス会員に対して、何ら通知又は催告を行うことなく、当該上限等を制限し又は変更する場合があります。なお、Wesmo!残高（出金可）の出金若しくは送金の取消し又は第13条に定める補償等により Wesmo!残高（出金可）の加算が行われる場合には、ビジネス会員は、当社所定の上限を超えて、Wesmo!ビジネスアカウントに Wesmo!残高（出金可）を保有できる場合があります。
- (3) ビジネス会員は、チャージ手続き完了後は、Wesmo!残高（出金可）のチャージを取り消すことはできません。
- (4) 振込先金融機関の誤入力等があったとしても、これによって生じた損害については、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
- (5) Wesmo!残高（出金可）は、第三者に利用させることはできません。
- (6) 当社は、ビジネス会員がチャージした Wesmo!残高（出金可）が為替取引に用いられることがないと当社が認めた場合、当社所定の方法によりビジネス会員に返還することができるものとし、ビジネス会員は、返還に関する当社からの問い合わせに対応するものとします。

2. 100万円を超過する Wesmo!残高の取扱い

ビジネス会員の保有する Wesmo!残高が 100 万円を超過する場合、当社は、ビジネス会員に対し、当社所定の方法により出金等を要請できるものとし、ビジネス会員は当該要請に従うものとします。ビジネス会員が当社所定の期間内に当該要請に応じない場合には、当社は、当社の判断により本サービスを利用停止することができ、ビジネス会員はこれに従うものとします。利用停止後はビジネス会員から申し出いただき、当社所定の方法により出金等の手続き（この場合における出金時の振込手数料は会員が負担するものとします。）を行うことで利用が再開できます。

第5条（Wesmo!残高の出金）

1. Wesmo!残高の出金申請

ビジネス会員は、Wesmo!残高（出金可）の払出しを行う場合、当社所定の方法により、ビジネス会員の指定する金融機関の口座への出金の依頼を行うものとします。なお Wesmo!残高（出金可）の出金に際しては、当社が別に定めた場合を除き、当社所定の出金手数料が生じます。当社は、ビジネス会員が入力した事項を依頼内容とし、依頼内容（出金先金融機関

の情報を含まず。) について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社の故意又は過失による場合を除き、責任を負いません。

2. Wesmo!残高（出金可）の出金

当社が前項の出金の依頼内容を確認し、ビジネス会員の保有する Wesmo!残高（出金可）の残高がビジネス会員の依頼する出金金額及び出金手数料の合計額以上である場合、出金の受付が完了し、当社は、当社所定の方法により、ビジネス会員に対し、受付完了（依頼内容）について通知を行い、当該出金金額及び出金手数料に相当する Wesmo!残高（出金可）をビジネス会員の Wesmo!ビジネスアカウントから減算した上で、出金を実施します。なお、振込先の金融機関における振込みの処理は、当社による振込通知の受領日の翌金融機関営業日以降になる場合があります。

3. 出金可能額

当社は、出金手数料、出金単位、1日当たりの出金可能額の上限等について、別途行う公表により定めるものとします。ただし、ビジネス会員の利用状況等を踏まえ、当社が必要であると判断した場合は、ビジネス会員に対して、何ら通知又は催告を行うことなく、当該上限等を制限し又は変更する場合があります。

4. 権利義務

ビジネス会員が金融機関の口座へのお金を出金を行う場合、ビジネス会員の指定する金融機関の口座に着金した時点等の当社所定の時点で、ビジネス会員の当該出金に係る Wesmo!残高（出金可）の権利が消滅いたします。

5. 調査と照会

ビジネス会員の入力した出金の依頼内容に誤りが無いにもかかわらず、金融機関の口座に振込金の入金が行われていない場合には、ビジネス会員は、速やかに当社に照会してください。また、当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社はビジネス会員に依頼内容について照会することがあります。この場合には、ビジネス会員は速やかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

6. 出金依頼の取消し等

出金の受付完了後は、ビジネス会員は、依頼内容の変更、キャンセルはできません。

出金の受付完了後、出金不可となった場合、当社は、当社所定の方法により、ビジネス会員に対し、その旨を通知し、出金不可となった出金額は、ビジネス会員の Wesmo!残高にお戻

しします。出金ができなかった場合であっても、手数料はお支払いいただく場合があります。本サービスの提供が一時停止された場合、本サービスの提供が終了若しくは停止された場合、又は本ビジネス会員規約に基づく契約が終了した場合であっても、既に受付が完了した出金依頼の効力は失われないものとします。但し、公序良俗、法令又は本ビジネス会員規約等に違反する場合については、当社は、当該出金を一時停止する又は出金に応じないことがあります。この場合でも、受付が完了した出金については、手数料をお支払いいただきます。ビジネス会員は、本人名義の金融機関の口座以外を登録し、出金することはできません。ビジネス会員は、登録する金融機関の口座を当社所定の手続により、本人名義の他の金融機関の口座に変更することができます。

7. 出金の禁止

前項前段に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、出金を行うことができない場合があります。

- (1) 出金先の金融機関の口座が有効に存在していない場合
- (2) 出金依頼をするビジネス会員につき、Wesmo!ビジネスアカウント又は本サービスの全部又は一部が利用停止となっている場合
- (3) 出金依頼をするビジネス会員が本ビジネス会員規約等に違反している場合

第6条（Wesmo!残高を用いた送金）

1. Wesmo!残高の送金

ビジネス会員は、本ビジネス会員規約等に従って、保有する Wesmo!残高の利用可能残高の範囲内で、ビジネス会員が指定する金額の Wesmo!残高を本ビジネス会員規約に承諾したビジネス会員間で送金することができます。当社は、Wesmo!残高の送金に際して生じる手数料、送金単位、1日当たりの送金可能額の上限等について、別途行う公表により定めるものとします。ただし、ビジネス会員の利用状況等を踏まえ、当社が必要であると判断した場合は、ビジネス会員に対して、何ら通知又は催告を行うことなく、当該上限等を制限し又は変更する場合があります。

2. 送金方法

Wesmo!残高の送金は、以下の方法によるものとします。

- (1) Wesmo!残高の送金を希望するビジネス会員（以下「送金人」といいます。）は、当社所定の方法により、送金先（以下「譲受人」といいます。）を指定し、送金金額その他当社所定の情報を入力して、送金指示をします。
- (2) 当社は、前号の送金指示に係る金額が送金人の Wesmo!残高の利用可能残高の範囲内であり、かつ、本ビジネス会員規約等に違反しない場合には、当該送金指示を受け付けるものとします。当社は、当該送金指示を受け付けた場合、送金後の譲受人の Wesmo!残

高が当社所定の上限を超過しない場合には、当該送金指示に係る金額について、送金人の Wesmo!残高から減算し、譲受人の Wesmo!残高に加算し、これにより送金が完了するものとします。

3. 送金の禁止

以下のいずれかに該当する場合は、送金を行うことができない場合があります。

- (1) 送金人又は譲受人につき、Wesmo!ビジネスアカウント又は本サービスの全部又は一部が利用停止となっている場合
- (2) 送金人又は譲受人が本ビジネス会員規約等に違反している場合

4. 送金指示の取消し

送金手続において、送金人の入力した情報に誤りがあった場合であっても、送金人は、当該送金指示を取り消すことはできません。原則、ビジネス会員間で問題解決していただきます。

第7条（売上金の Wesmo!残高受け取り）

加盟店であるビジネス会員は、加盟店規約に従って、Wesmo!ビジネスアカウントにおいて、当社所定の方法により、加盟店としての売上金を Wesmo!残高として受け取ることができます。

第8条（Wesmo!残高の利用可能残高等の確認方法等）

1. 確認方法

ビジネス会員は、当社所定の方法により、Wesmo!ビジネスアカウントの確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、Wesmo!残高の利用可能残高や利用履歴を確認することができます。

2. 残高増減時の確認

ビジネス会員は、Wesmo!残高の増減が生じた場合、残高確認画面において Wesmo!残高を確認するものとし、残高確認画面に表示される Wesmo!残高に誤りがあることを確認した場合は、当社に対し、速やかにその旨を通知する必要があります。

第9条（Wesmo!残高の有効期限）

Wesmo!残高に有効期限はありません。

第10条（手数料）

本サービスの手数料は、当社が別途定めるものとし、ビジネス会員は、当該手数料をビジネス会員の Wesmo!残高から差引く方法により、支払うものとします。

第 11 条（受取証書の発行）

1. 受取証書の発行

当社は、第 3 条に基づく Wesmo!残高のチャージとして、ビジネス会員から金銭を受領した場合には、Wesmo!ビジネスアカウント上の利用履歴に表示する方法等の当社所定の電磁的方法により、資金移動業に関する内閣府令第 30 条第 1 項に規定する事項（以下「受取証書記載事項」といいます。）を提供します。

2. 電磁的方法の同意

ビジネス会員は、受取証書の交付を受けることに代えて、前項に定める電磁的方法により受取証書記載事項の提供を受けることにつき、本ビジネス会員規約等への同意をもって承諾するものとします。但し、ビジネス会員が書面による受取証書記載事項の提供を希望する場合、当該ビジネス会員は、前項に定める金銭受領の日から 3 ヶ月以内に限り、書面の交付を当社に請求することができるものとし、当社は当該請求を受けた場合は所定の方法により受取証書を発行するものとします。ビジネス会員により電磁的方法により受取証書記載事項の提供を受けることに関する承諾の撤回がなされた場合、当該ビジネス会員は、以後、Wesmo!残高の利用ができないものとし、第 19 条第 3 項に準じて、当該ビジネス会員の Wesmo!残高の返金を受けるものとします。

第 12 条（禁止事項）

ビジネス会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはけません。なお、ビジネス会員が第三者を利用して当該事項を行った場合も同様とします。

- (1) 法令又は本ビジネス会員規約等に違反する行為
- (2) 当社のご利用上の注意、本サービスに関する当社の指示に反する行為
- (3) 当社のサービス運営を妨げる行為
- (4) 他のビジネス会員のビジネス会員資格を利用して当社のサービスを利用する行為
- (5) コンピュータウィルスの送信等の、コンピュータの機器、通信回線、ソフトウェア等の機能に悪影響を及ぼす行為
- (6) 当社が提供するサービスに繋がっているサーバーやネットワークに対して悪影響を及ぼす行為
- (7) 当社がサービスを提供する上で関係するあらゆるシステムに対して、不正にアクセスする行為
- (8) 当社が提供するインターフェイスとは別の手法を用いてサービスにアクセスする行為
- (9) 当社のウェブサイトに関連するシステムやソフトウェアのセキュリティホール、エラー、バグ等を利用した行為をする行為

- (10) 当社のウェブサイトに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリングや逆アセンブル等の手法により解読する行為、これらを改ざん、修正等する行為、及び、これらを複製又は二次利用する行為
- (11) マネー・ローンダリング、テロ資金供与等を目的とした行為
- (12) 当社のサービスを日本国外で利用する行為（当社が認める場合を除きます。）
- (13) その他、当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

第 13 条（不正利用等）

1. 不正利用に係る補償

当社は、ビジネス会員の意思に反して本サービスが第三者に不正に利用若しくは処分等されたこと、又は、預金口座その他 Wesmo!残高のチャージに利用可能な外部の決済サービスが不正に連携されて利用又は処分等されたことにより、ビジネス会員に発生した損失について、原則として、これを補償します。

但し、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部又は一部については補償を行いません。

- (1) ビジネス会員の故意又は重大な過失に起因する不正利用である場合
- (2) ビジネス会員の役員・従業員、家族、近親者、同居人、ビジネス会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、ビジネス会員の関係者又はビジネス会員の許可に基づき利用端末を利用する者が行った不正利用である場合
- (3) ビジネス会員に、利用端末の利用・管理について、管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合
- (4) ビジネス会員が当社の定める各種規約に違反している場合
- (5) ビジネス会員が申出した事項の全部又は一部が虚偽である又はその疑いがある場合
- (6) ビジネス会員が不正利用に関して不当な利益を得ている若しくは不正利用に協力をしていた場合又はその疑いがある場合
- (7) ビジネス会員が第三者に強要されて不正利用を行った場合
- (8) ビジネス会員が補償の申出をした日から 1 年以内に再び補償の申出をした場合
- (9) ビジネス会員が不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合
- (10) ビジネス会員が損失の発生及び拡大の防止に必要な努力又は協力をしない場合
- (11) 戦争、地震等の著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
- (12) その他、当社が不適當と判断する場合

2. 補償内容の制限

当社は、ビジネス会員が被った損失の内容に応じ、不正利用発生時点の残高を上限として、Wesmo!残高の付与を行う方法その他当社所定の方法により、ビジネス会員が被った損失を

補償するものとします。但し、ビジネス会員に過失がある場合は、当社は、損失を被ったビジネス会員の行為態様やその状況等を考慮の上、補償額を決定することができます。

3. 補償手続の内容

ビジネス会員は、当社に対して補償を求める場合、次の各号に定める手続を行わなければなりません。ビジネス会員が当該手続を怠った場合には、当社は、ビジネス会員に生じた損失の全部又は一部について、補償を行わないことがあります。

- (1) ビジネス会員は、不正利用により損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から 60 日以内に、当社所定の方法により、当該損失が発生した事実を当社に通知し、以下の事項を申告するものとします。
 - ① 損失額
 - ② 損失発生日
 - ③ 損失発生の際緯
 - ④ 申告をした警察署名
 - ⑤ 警察に申告をした日
 - ⑥ 警察への被害届等の受理番号、相談番号
 - ⑦ その他当社が通知を求めた事項
- (2) ビジネス会員は、不正利用により被った被害について、直ちに警察署に申告するものとします。
- (3) ビジネス会員は、当社が特に必要とする書類又は証拠となるもの（当社がビジネス会員による警察署への被害届出の提出を求める場合は、これを証する情報も含みます。）を求めた場合は、遅滞なく、真正な書類又は証拠を提出し、また当社が行う損失の調査に協力するものとします。

4. 権利の譲渡

当社が本条に基づく補償を行った場合、ビジネス会員は、当該不正利用に起因して発生した権利の一切を当社に譲渡することに同意するものとします。

5. 不正利用された場合のアカウント利用停止

ビジネス会員は、利用端末の紛失、盗難その他利用端末及び Wesmo!ビジネスアカウントが不正に利用される可能性が生じた場合又は不正に利用されたこと（第三者がビジネス会員になりすまして当該ビジネス会員名義の Wesmo!ビジネスアカウントを開設し、Wesmo!ビジネス会員サービスが不正に利用された場合を含みます。）を知った場合、直ちに Wesmo!ビジネスアカウントからのログアウト又はパスワードの無効化等、損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。

また、利用端末の紛失、盗難その他利用端末及び Wesmo!ビジネスアカウントが不正に利用

される可能性が生じた又は不正に利用されたと当社が合理的な理由に基づき判断した場合、当社は、当該ビジネス会員の Wesmo!ビジネスアカウントの利用を停止することができます。

第 14 条 (Wesmo!ビジネスアカウントの利用制限等)

1. Wesmo!ビジネスアカウントの利用制限

Wesmo!ビジネスアカウントの利用（チャージ、送金、出金等など、Wesmo!ビジネスアカウントを通じて行うすべての行為をいいます。）が 3 年間ない場合は、当社は、当該 Wesmo!ビジネスアカウントを一時的に停止することができるものとします。この場合、ビジネス会員は、当社所定の方法により申し出ることににより、アカウントの停止を解除することができます。

2. Wesmo!ビジネスアカウントの利用停止等

当社は、ビジネス会員が以下の各号のいずれかに該当する場合又は該当すると当社が合理的な理由に基づき判断した場合、事前の通知なしに、Wesmo!ビジネスアカウント又は本サービスの全部又は一部へのアクセスの拒否、利用停止、ビジネス会員資格の取消し、又は、ビジネス会員に関連する情報の全部又は一部の削除の措置をとることができるものとし、当社は、その理由を説明する義務を負わないものとします。なお、当社は、ビジネス会員が以下の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、当社が必要と判断する本人確認を行うことができ、かかる本人確認が完了するまで本サービスの全部又は一部へのアクセスの拒否、利用停止等の措置をすることができます。

- (1) 利用規約その他のビジネス会員が遵守すべきものとして当社若しくは JR 西日本グループが定めるもの又は法令に違反した場合
- (2) JR 西日本グループのいずれかの提供するサービスにかかるビジネス会員登録が取消又は停止されている場合
- (3) JR 西日本グループのいずれかより、当該企業の定める利用規約に基づく合理的な要請があった場合
- (4) 不正行為があった場合
- (5) 登録事項が虚偽の情報であると当社が判断した場合
- (6) 本ビジネス会員規約等上必要となる手続又は当社への連絡を行わなかった場合
- (7) 登録事項が既存の登録と重複している場合
- (8) 登録した電話番号又はメールアドレスが不通になったことが判明した場合
- (9) ビジネス会員が登録した金融機関の口座に関し違法、不適切その他の問題があることが当該金融機関による指摘等により判明した場合
- (10) 第 3 条第 5 項各号のいずれかに該当する場合
- (11) ビジネス会員が自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な

要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風評を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、信用を毀損若しくは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をした場合

(12) JR 西日本グループのいずれかに対する債務の履行を遅滞した場合

(13) 捜査機関等からビジネス会員による送金等の取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報提供があった場合

(14) 本サービスをマネー・ローンダリング、テロ資金供与等に利用した場合

(15) その他、前各号に準じてビジネス会員として不適切な場合

3. サービスの利用禁止等

当社は、本条の措置を受けたビジネス会員に対し、将来にわたって当社が提供するサービスの利用及びアクセスを禁止することができるものとします。

4. 当社の免責

当社は、本条の措置により生じる損害について、当社の故意又は過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第 15 条 (Wesmo!ビジネスアカウント利用停止等の場合の Wesmo!残高の取扱い)

1. 利用停止の場合

本ビジネス会員規約に基づき Wesmo!ビジネスアカウントの利用が停止された場合、その時点でビジネス会員が有効に保有していた Wesmo!残高は、以下のとおり取り扱います。

(1) Wesmo!残高は、利用停止期間中は利用できないものとします。なお、利用停止期間中において残高は失効しません。

(2) 加盟店であるビジネス会員は、Wesmo!ビジネスアカウントの利用が停止されている期間中、第 7 条に基づき加盟店としての売上金を Wesmo!残高で受け取ることはできなくなり、銀行口座での受け取りとなります。

2. ビジネス会員資格の取消しの場合

第 14 条第 2 項に基づきビジネス会員資格が取り消された場合、その時点でビジネス会員が有効に保有していた Wesmo!残高は、以下のとおり取り扱います。

(1) ビジネス会員からの申出があった場合、ビジネス会員に返金します。この場合、振込手数料はビジネス会員が負担するものとし、Wesmo!残高相当額から振込手数料を控除した額を当該ビジネス会員が指定する金融機関の預金口座に振り込みます。ビジネス会員の保有する Wesmo!残高が振込手数料の額以下である場合には、返金しないものとします。ただし、第 12 条各号のいずれかに該当することによりビジネス会員資格が取り

消された場合には、法令に基づき又は官公署の指示に従って、返金を停止することがあります。

- (2) 加盟店であるビジネス会員は、資格取消し後は、第 7 条に基づき加盟店としての売上金を Wesmo!残高で受け取ることはできなくなります。

第 16 条（退会）

ビジネス会員は、当社所定の方法により、当社に対し本サービスの退会を希望する旨を申し出ることができ、当社の判断により認められた場合には退会することができるものとします。但し、本サービスにおいて手続が完了していないものがある場合には、これを完了するまで退会することができないものとします。また、ビジネス会員は、Wesmo!残高がある場合は Wesmo!残高を全て利用又は出金し、退会の申し出を行うものとします。なお、Wesmo!残高がある状態で退会申し出を行い、退会が成立した場合において、残高は失効するものとし、当社は返金には応じないことにビジネス会員は予め同意するものとします。加えて、会員であるビジネス会員は、退会後は、第 7 条に基づき加盟店としての売上金を Wesmo!残高で受け取ることはできなくなります。

第 17 条（個人情報等の取扱い）

1. プライバシーポリシー

当社は、ビジネス会員の個人情報について、日本の個人情報保護関連法令及びプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

2. プライバシーポリシーへの同意

ビジネス会員は、本サービスの利用の前に、プライバシーポリシーを必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

第 18 条（他のサービスへの遷移）

ビジネス会員が本サービスを利用するにあたり、本サービスから、JR 西日本グループ又は第三者が運営する他のサービス（以下「外部サービス」といいます。）に遷移する場合があります。ビジネス会員は、予めこれに同意するものとし、外部サービスの利用規約等を遵守して、外部サービスを利用するものとします。なお、当社は、外部サービスについて保証しません。

第 19 条（本サービスの停止、終了及び変更）

1. 本サービスの停止等

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ビジネス会員に事前に通知することな

く一時的に本サービスの全部若しくは一部を停止又は本サービスの全部若しくは一部を終了することができるものとします。

- (1) 当社、加盟店、提携先等により使用されるサーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生その他の理由により本サービスの提供ができなくなった場合
- (2) 定期的な又は緊急のシステム（当社、加盟店、提携先等により使用されるサーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含みます。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
- (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- (6) 法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供ができなくなった場合
- (7) Wesmo!残高が偽造、変造若しくは不正作出された場合、又はその疑いがある場合
- (8) その他、運用上又は技術上当社が必要と判断した場合

2. 本サービスの終了及び変更

当社は、適用法令に定める手続に従うことにより、任意の理由により、本サービスの全部又は一部を終了及び変更できるものとします。本サービスを終了する場合には、当社が適当と判断する方法で、可能な限り事前にビジネス会員にその旨を通知し、又は公表するものとします。

3. 本サービスの終了時の Wesmo!残高の取扱い

前 2 項に基づき本サービスの全部が終了した場合、終了時においてビジネス会員が有効に保有していた Wesmo!残高は、

Wesmo!残高相当額を当該ビジネス会員が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により返金します。但し、この場合、当社は出金手数料を控除するものとし、ビジネス会員の保有する Wesmo!残高が出金手数料の額以下である場合には、返金しないものとします。

第 20 条（知的財産権の帰属）

本サービスを構成する全ての素材に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は当該権利を有する第三者に帰属しており、本サービスの提供は、本サービスに関する当社又は当該権利を有する第三者の権利の使用許諾を意味するものではありません。ビジネス会員は、本サービスの全ての素材に関して、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、当該権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。

第 21 条（ビジネス会員の責任及び接続環境等）

1. 必要な機器の準備等

本サービスの提供を受けるために必要なコンピュータ、スマートフォンその他の機器、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境等は、ビジネス会員の費用と責任において準備し維持するものとします。また、その機器、ソフトウェア、通信環境等の設置や操作についても、ビジネス会員の費用と責任で行っていただく必要があります。当社は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではなく、機器等の準備、設置及び操作に関し、一切関与せず、ビジネス会員に対するサポートも行いません。

2. ネットワークの経由等

ビジネス会員は、本サービスを利用する際に、種々のネットワークを経由する場合があります。ことを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解したうえで、本サービスを利用するものとします。

3. 手続の成立

ビジネス会員がインターネット回線を通じて行うチャージ、決済等の本サービスの利用及び本サービスへの入力、登録事項の変更、退会、その他の手続は、当社のサーバーに当該利用又は手続に関するデータが送信され、当社のシステムにその内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。

4. トラブルの解決

本サービスに関連してビジネス会員間又はビジネス会員と第三者間で発生したトラブル（本サービスを将来利用するという前提の下で起こったトラブルを含みます。）に関して、ビジネス会員は各自の費用及び責任で解決するものとします。当該トラブルにより当社が損害を被った場合は、当事者は連帯して当該損害を賠償するものとします。

5. 第三者との紛争解決

ビジネス会員と第三者との間で、本サービスに関連して、裁判、クレーム、請求等のあらゆるトラブルを含む紛争が生じた場合、ビジネス会員は、各自の責任や費用で解決するものとし、当社は、当該紛争に一切関与しません。当該紛争がビジネス会員の故意又は過失に起因して生じた場合には、ビジネス会員は、当該紛争により当社に生じた損害を連帯して賠償するものとします。

第 22 条（Wesmo!残高に関する承諾事項）

ビジネス会員は、Wesmo!残高を利用するにあたり、以下の事項を承諾するものとします。

- (1) Wesmo!残高による送金及び払出し等は、銀行等が行う為替取引ではありません。
- (2) Wesmo!残高は、預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。以下本条において他の法律も同じ。）第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。
- (3) Wesmo!残高は、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 53 条及び農水産業共同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- (4) Wesmo!残高のビジネス会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき、履行保証金制度が設けられています。当社は、当社が別途公表を行う「資金決済法に基づく重要事項の表示」II（4）記載の各金融機関との間で履行保証金保全契約を締結しています。

第 23 条（非保証及び免責）

1. 内容等に関する非保証

当社は、本サービスがビジネス会員の特定の目的に適合すること、本サービスの内容、品質及び水準がビジネス会員の求める機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、ビジネス会員による本サービスの利用がビジネス会員に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、本サービスにバグ、不具合等が生じないこと、本サービスの利用に伴う結果等については、保証いたしません。

2. 当社の免責

本サービス提供にあたり、不正確又は不明瞭な内容、表現、行為等により、ビジネス会員及び第三者に対して損害が生じた場合、当社の故意又は過失に起因する場合を除き、当社は、当該損害について責任を負わないものとします。

3. 情報提供等の非保証

当社は、ビジネス会員、加盟店等に対して、本サービスに関し、適宜情報提供等を行うことがあります。それらの情報の正確性や有用性、効果に対して責任を負うものではありません。

4. コンピュータウィルス等に関する非保証

本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていないことに関して、当社は保証いたしません。当社は、本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていたことにより生じた損害について、当社の故意又は過失による場合を除き、ビジネス会員及び第三者に対して責任を負わないものとします。

5. ビジネス会員の責任

ビジネス会員が本ビジネス会員規約等に違反した場合、故意又は過失を問わず、当該ビジネス会員は、当該違反により損害を受けたビジネス会員、加盟店及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。ビジネス会員がかかる違反行為を行ったことにより、当社が損害を被った場合は、関連当事者は連帯して当該損害を賠償するものとします。

6. 当社の免責

当社は、当社による本サービスの提供の停止、終了又は変更、ビジネス会員資格の取消し、コンテンツの削除又は消失、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障その他本サービスに関連してビジネス会員が被った損害につき、当社の故意又は過失に起因する場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

7. 当社の責任の範囲

当社がビジネス会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の責任は、当社の債務不履行又は不法行為によりビジネス会員に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害額を上限とします。但し、当社の故意又は過失に基づく場合を除きます。

8. 弁済の方法等

ビジネス会員は、当社がビジネス会員に対して債務を負う場合に、当社が、法令上認められる範囲で、Wesmo!残高の加算による方法、ビジネス会員が Wesmo!残高の出金先として本ビジネス会員規約等に基づき登録する金融機関口座への振込みによる方法その他の当社が適当と認める方法により当該債務の弁済をすることにつき、予め承諾するものとします。

第24条（一般条項）

1. 通知

本サービスに関する当社からビジネス会員への通知又は連絡は、当社が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他の当社が適当と判断する方法により行うものとします。この場合、当社が当該通知又は連絡内容を当社が運営するウェブサイト又はアプリケーション等へ掲示を行った時点をもって当該通知又は連絡が会員に対してなされたものとみなします。当社は、個々のビジネス会員に通知及び連絡をする必要があると判断した際、登録された電子メールアドレス、住所又は電話番号に対し、メッセージング機能、電子メール、郵便、電話等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。この場合、当社が当該方法による通知を発した時点をもって当該通知又は連絡が会員に対してなされたものとみなします。ビジネス会員が当社に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた

場合、本サービスのお問い合わせフォーム若しくは電話でのお問合せ窓口を利用するものとし、来訪を行うことはできないものとします。当社は、かかる連絡又は問い合わせがあった場合、当社が定める方法により、ビジネス会員の本人確認を行うことができるものとします。また、問合せに対する回答方法に関しては、当社が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法をビジネス会員が決めることはできないものとします。

2. 譲渡禁止及び相続

ビジネス会員は、会社法上の組織再編による場合を除き、当社の書面による事前の承諾なく、本ビジネス会員規約等に基づく契約上の地位又は本ビジネス会員規約等に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与、その他の処分をすることはできません。ただし、ビジネス会員に相続が発生し、ビジネス会員の Wesmo!アカウントに Wesmo!残高が残っていた場合、当社は当社所定の方法に基づき、法令に定める例外事由等を考慮の上、当該ビジネス会員の保有するそれらの残高を正当に相続又は承継すると当社が確認した者に対し、振込手数料を控除した額を振り込みます。

3. 事業譲渡

当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割その他本サービスの提供主体が移転する一切の場合を含みます。）には、当社は、当該事業の譲渡に伴い、ビジネス会員の本ビジネス会員規約等に基づく契約上の地位、権利及び義務並びに登録事項その他のビジネス会員に関する情報を当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、ビジネス会員は、かかる譲渡につき予め承諾するものとします。

4. 分離可能性

本ビジネス会員規約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は継続して有効に存続するものとします。この場合、当該無効とされた条項又はその一部は、有効とするために必要な範囲で修正され、その趣旨及び法律的・経済的に同等の効果が確保されるよう可能な限りで解釈されるものとします。

5. 定めのない事項等

本ビジネス会員規約等に定めのない事項又は本ビジネス会員規約等の解釈に疑義が生じた場合には、ビジネス会員は、当社の定めるところに従うものとします。これにより解決しない場合には、当社及びビジネス会員は、信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

6. 言語

本ビジネス会員規約等は、日本語を正文とします。本ビジネス会員規約等につき、参考のために英語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、英訳はいかなる効力も有しないものとします。

7. 準拠法及び裁判管轄

本ビジネス会員規約等は、日本法に基づき解釈されるものとし、ビジネス会員と当社の間で生じた紛争については、その内容に応じて大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（苦情相談窓口、金融 ADR 設置）

1. 問い合わせ窓口

本サービスに関するお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

Wesmo!加盟店・ビジネス会員サポートデスク

- ・電話番号：0570-033-227（ナビダイヤル）
- ・受付時間：午前 9 時～午後 6 時／土日祝日を含む 365 日

不正利用等の恐れがある場合のお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

Wesmo!緊急対応デスク

- ・電話番号：0120-550-977（フリーダイヤル）
- ・受付時間：24 時間／土日祝日を含む 365 日

上記各お問い合わせ窓口に共通するお問合せフォームは、以下のとおりです。

<https://entry.jr-odekake.net/n/form/wpnb/VGKSKcCen5L-vbScZbwXv>

2. 苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、資金決済法に基づき金融 ADR 措置を実施しています。当社が行う資金移動業に関連する苦情処理措置及び紛争解決措置につきましては、下記の機関にお申し出下さい。なお、下記の機関には、本サービス、Wesmo!ビジネスウェブサイト及び Wesmo!申込ウェブサイトの使い方等、当社が行う資金移動業に関連する苦情処理措置及び紛争解決措置以外のお問い合わせはできません。本サービス、Wesmo!ビジネスウェブサイト及び Wesmo!申込ウェブサイトの使い方等につきましては、当社又は JR 西日本グループのウェブサイト等をご覧ください。

(1) 苦情処理措置

一般社団法人日本資金決済業協会

電話 03-3556-6261

(2) 紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター

電話 03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター

電話 03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター

電話 03-3581-2249

2025 年 1 月 21 日制定

2025 年 5 月 28 日改定